

JCHO 福岡ゆたか中央病院 医療安全管理指針

I. 当院における医療安全管理の基本的な考え方

安全な医療の提供は、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、達成される。本指針はこのような考え方に基づき医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

II. 医療安全管理体制の構築

医療安全対策と患者の安全確保を推進し、管理組織体制を構築するために、医療安全管理室、医療安全対策委員会、医療安全責任者カンファレンスを設置する。

1. 医療安全対策委員会の設置

1) 任務：

- ①医療安全対策委員会の開催および運営
- ②医療に係る安全管理を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討及び職員への周知
- ③院内の医療防止活動及び医療安全に関する職員研修の企画立案

2) 医療安全対策委員会の構成委員：

副院長・医療安全管理者・各部署の医療安全委員で構成する

3) 委員会の開催：

委員会は原則、月 1 回開催する。また臨時委員会を開催する事ができ、その開催は委員長が決定する。

2. 医療安全管理室の設置

1) 役割

- ①医療安全管理対策委員会で用いられる資料作成並びにその他の委員会の運営に関すること。
- ② 医療安全に関する日常活動に関すること
 - ・医療安全に関する現場の情報収集及び実態調査（定期的な現場の巡回・点検・マニュアル遵守状況の点検）
 - ・マニュアルの作成及び点検並びに見直しの提言など
 - ・インシデント・アクシデントレポートの収集、保管、分析、分析結果などの現場へのフィードバックと集計結果の管理、具体的な改善策の提案・推進とその評価
 - ・医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知（他施設における事故事例の把握など）

- ・医療安全に関する職員への啓発、広報
- ・医療安全に関する教育研修の企画・運営
- ・医療安全確保のための対応策の実施状況やその評価について記録。その他、医療安全管理者が関わる活動についての実績を記録
- ・医療安全に関する取り組みの評価などを行うためのカンファレンスの定期開催（必要に応じて医療安全管理対策委員会委員が参加）
- ・医療安全管理に係る連絡調整

3. 医療安全責任者カンファレンスの設置

1) 役割

医療安全管理対策に係る取り組みの評価を行うために、医療安全責任者カンファレンスを実施する

2) 医療安全責任者カンファレンスの構成委員

医療安全管理者、各部署管理者で構成する

3) カンファレンスの開催

委員会は毎週木曜日開催する。また臨時委員会を開催する事ができ、その開催は委員長が決定する。

III. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時の対応は別紙〔医療事故発生時の対応〕に定められた手順で対応する。

IV. 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じて主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

1) 患者様相談窓口の設置

①設置場所：1階地域連携室、医療安全管理室

②対応時間：9：00～17：00

③ 担当職員：地域連携室社会福祉士、外来看護師長、医療安全管理者

④ 窓口担当者：地域連携室社会福祉士とし、病院に対する相談、苦情、ご意見を受け付ける。

⑤ 必要に応じて関係部署と連携をはかり、迅速な対応を行い、医療安全委関わるものについては医療安全管理室に報告し、安全対策の見直し等に活用する。

V. 本指針の閲覧

本指針は、患者およびその家族から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理者が対応する。